

様式第 3 号(第 9 条関係)

会 議 結 果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	みよし市福祉有償運送運営協議会		
開 催 日 時	令和 2 年 2 月 13 日 (木) 午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで		
開 催 場 所	市役所 2 階 2 0 2 会議室		
出 席 者	(出席者) 伊豆原浩二 (ひと育て・モノづくり・まちづくり達人ネットワーク理事長)、山口直毅 (愛知つばめ交通株式会社常務取締役)、長屋博彦 (愛知つばめ交通株式会社労働組合執行委員長)、森大樹 (国土交通省中部運輸局愛知運輸支局運輸企画専門官)、久野文仁 (みよし市民生児童委員協議会会長)、渡辺圭一 (みよし市身体障害者福祉協議会会長) 野下浩平 (豊田ハンディキャブの会理事)、太田寿恵広 (みよし市福祉部長) (事務局) 岡田福祉部次長、海堀福祉課長、伊藤主査 (欠席) 原田美代子 (みよし市いきいきクラブみよし連合会副会長)		
次 回 開 催 予 定 日	令和 2 年度		
問 合 せ 先	福祉部 福祉課 担当者 伊藤 めぐみ 電 話 0561-32-8010 (直通) ファクシミリ 0561-34-3388 e-mail fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下 欄 に 掲 載 す る も の	議事録全文	要約した理由	
審 議 経 過	別紙のとおり		

事務局	定刻となりましたので、ただ今よりみよし市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。 本日、みよし市いきいきクラブみよし連合会原田美代子副会長は所用のため欠席されています。 この協議会は、みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱第6条の規定により、公開されておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。本日につきましては、傍聴者はありません。 ここで、岡田福祉部次長より御あいさつ申し上げます。
岡田福祉次長	本日はお寒い中、またお足元の悪い中、出席者の皆様には、みよし市福祉有償運送運営協議会に御出席を賜り、まことにありがとうございます。 また、日頃から本市の福祉行政に多大なる御理解と御協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。 本市でも障がい者や高齢者が増加し、高齢化率も直近でおよそ18%と徐々に進んでおり、移動支援のニーズも年々高まる中、福祉有償運送は、有効な手段の一つであると認識しております。本日は、2つのNPO法人の更新登録について御協議をしていただくこととしております。 出席者の皆さまには、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、協議会冒頭のあいさつとさせていただきます。
事務局	続きまして、今回出席していただいた方々は、今日初めて顔を合わされる方もお見えかと思えます。ここであらためて、自己紹介を行っていただきたいと思います。それでは、伊豆原様より席順に自己紹介をお願いします。 － 出席者 自己紹介 － ありがとうございました。 本審議会の事務局は福祉部福祉課において対応させていただきます。ここで、事務局職員の紹介をさせていただきます。 － 事務局 自己紹介 － それでは、みよし市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条第1項に基づき、協議会を進行する座長を選出したいと思います。 事務局からの御提案として、ひと育て・モノづくり・まちづくり達人ネットワーク理事長伊豆原浩二様を推薦させていただきたいのですがいかがでしょうか。 － 異議なし － 異議なしということですので、みよし市福祉有償運送運営協議会要綱第4条第1項の規定に基づき、座長を伊豆原様をお願いしたいと思います。 それでは、議題に移らせていただきます。伊豆原座長、よろしくをお願いします。

議題

(1) 福祉有償運送の概要について

伊豆原座長	それでは、議題（1）福祉有償運送の概要について、事務局より説明をお願いします。
事務局	御説明に入る前に、資料の確認をさせていただきます。A4サイズ1枚で「みよし市福祉有償運送運営協議会次第」、ホチキス止めで資料No.1「福祉有償運送の概要」が表紙になっているものになります。よろしくお願いします。 それでは、議題（1）「福祉有償運送の概要について」を御説明します。資料2ページを御覧ください。「1 福祉有償運送とは？」ということですが、お一人で公共交通機関を利用して移動することが困難な、高齢の方や障がいのある方のために、NPO法人などが行うドア・ツー・ドアの有償の移送サービスのことです。このサービスは、「国土交通大臣の登録」を受けることで、実施することができます。登録を受けるために必要な条件として、3ページの「3 福

	祉有償運送ガイドライン」に記載させていただいています。「運送主体」「運送の対象」「使用車両」などについて、それぞれ要件が定められています。今回更新申請をいただきました内容については、この要件に照らし合わせ、確認をさせていただきます。 資料4ページを御覧ください。「4 登録に関する手続きの流れ」です。本協議会に関係する内容として、2番目の協議があります。内容は、各事業所での実施状況などを踏まえて、必要性を協議いただくことが主な内容になります。本協議会で「合意」が得られた場合、運営主体となりますNPO法人などが国土交通省へ申請を行います。登録期間については、新規の場合は2年、更新の場合、登録期間中に大きな事故等がなければ3年となります。 以上、概要についての御説明とさせていただきます。
伊豆原座長	ただ今の説明の件につきまして、何か御意見等ございましたら、挙手のうえ発言をお願いします。 － 質疑なし － 御意見等はないようですね。基本的には道路運送法第79条に従って福祉有償運送を行う、ということですね。

(2) みよし市における福祉有償運送の必要性について

伊豆原座長	続きまして、議題(2)みよし市における福祉有償運送の必要性について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議題(2)「みよし市における福祉有償運送の必要性」について、御説明させていただきます。 資料6ページを御覧ください。「1 みよし市の障がい者及び高齢者などの推移」です。各年度4月1日現在の集計表です。人口は、年々増加しています。各障がい等対象ごとに、人口に対する構成比を示していますが、身体障がい者は若干減少しているものの、他の障がいでは増加が続いており、障がい者全体でも概ね高い比率での増加が伺えます。また、障がい者自立支援法の施行に伴い、施設から在宅への流れの中で、地域で生活する障がい者が増加しつつあります。高齢化率についても全国や県内では低い水準にありますが、毎年徐々に上昇しております。今後も人口増加、高齢化に伴い、要介護等認定者も増加していくことが見込まれます。 続きまして、7ページ。障がい者及び高齢者の外出状況ですが、直近の障がい者、高齢者に対するアンケート調査によると、障がい者、高齢者それぞれ約9割近くが週に1日以上外出していますが、そのほぼ半数が、家族や知人、タクシーなど人の手を借りて外出しているようです。みよし市にはさんさんバスがあり、さんさんバスの運行目的の1つに、移動困難者の社会参加の支援がありますが、その他の公共交通が少ないみよし市で、身近で使い勝手の良い交通サービスの充実が求められているようです。 続いて、8ページを御覧ください。「2 タクシー等の状況」ですが、市内で稼働しているタクシーの車両台数等の状況です。「愛知つばめ交通」と、「名鉄東部交通」にお願いし、回答をいただきました。稼働率は「愛知つばめ交通」が平均で60%、「名鉄東部交通」が平均で81%となっております。本日御出席いただいています「愛知つばめ交通」では、福祉車両を7台導入されています。 その下「3 タクシー料金助成等の状況」です。障がい者手帳をお持ちの方に対し、交通に関する各種制度がございます。タクシー料金助成、福祉車両の貸し出し、有料道路通行料の割引きです。タクシー料金助成については、例年300人を超える方に御利用いただいています。また、福祉車両の貸し出しについては、平成29年度64回、昨年度は53回御利用いただいています。 続いて10ページを御覧ください。「4 NPO等による移動制約者に対する

	輸送サービスの活動状況」です。現在みよし市では、3つのNPO法人による福祉有償運送を実施しています。そのうち（１）の表にありますように、「視覚障害者センターつえの里」と「はなかご」について、令和2年3月30日が有効期限となっています。また、各法人の所有車両等の状況ですが、（２）を御参照ください。今年の1月1日現在の状況を挙げさせていただきました。詳細につきましては、のちの議題（３）で御説明させていただきます。（３）の福祉有償運送に対する市への苦情や事故報告は特に受けておりません。 11ページを御覧ください。「5 みよし市における福祉有償運送の必要性」についてです。2月1日現在のみよし市の人口が61,203人で、先ほども御説明しましたが、障がい者も高齢者も増加傾向にあります。現在、市内で福祉有償運送を利用されている方は7人おみえになります。この方たちにとっては、福祉有償運送は、生活に不可欠なものとなっています。今後、高齢化により要支援・要介護認定者の移動制約者が増加すると見込まれます。同様に、人口増加に伴い、障がい者数も増加すると見込まれます。障がいの特性などにより、他人の介助によらずに移動することが困難で、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な者は、今後も増加が見込まれ、利便性や安全性からみても、特に車椅子等を利用する方にはドア・ツー・ドアでの輸送が必要となります。 以上のことから、今後も継続して、NPO法人等による福祉有償運送の必要性があると判断します。 以上で、必要性についての説明とさせていただきます。
伊豆原座長	ただ今の説明の件につきまして、何か御意見等ございましたら、挙手のうえ発言をお願いします。
山口氏	先ほどタクシー等の状況の中で当社では福祉車両を7台所有しているとありましたが、当社で所有している車両は、障がい者の方に配慮したユニバーサルデザインのジャパントクシーであります。車椅子ごと乗り降り可能となっております。
伊豆原座長	会員登録の方が7人ということですが、会員になるとこういったメリットがあるよ、などの案内はしているのですか。障がい者や高齢者でも外出する機会を作るのに福祉有償運送の仕組みがあるわけですが、7人しか登録していないのは少し気になります。登録に煩雑な手続きがあるようならそこを改善するなどして会員を増やすことに努めてほしいと思います。困っている方は多いと思います。さんさんバスだけでは動きにくく、どうやったら動けるか、という相談をよく受けます。皆さんに低料金で移動ができるこういった仕組みがあるということが周知されているかととても気になります。色々なアンケートの結果を目にすることがありますが、この福祉有償運送の仕組みが分かりにくいのだろうと思います。
野下氏	ハンディキャブも会員は1人です。会員数が減っていく理由は、家族のフォローが一番大きいです。家族が支援してくれるから、有料での移送は利用しないですよ、というのが強くあると思います。会員登録しても予約をして利用する、ということが手間なのかなと思います。愛知つばめ交通さんではジャパントクシーを導入されていますが、利用は増えていますか。
山口氏	ほぼ利用はないです。車椅子ごと乗車したい、という要望はほとんどないです。
野下氏	愛知つばめ交通さんは、CMなどで「介助をしますよ」と謳っていますが、それでも利用はないのですか。
山口氏	一部のグループでは介護事業をやっておりまして、そちらでは日々利用はありますが、一般的なタクシーの利用で、車椅子ごと乗車したいという要望はほとんどないです。

伊豆原座長	愛知つばめ交通さんは前々から色々取り組んでいただいています、それでも利用は少ない、ということなんですね。ですから先ほど説明にもありましたが、これから独居の高齢者などが増えていくと思われ、そうすると有償運送など様々な移動支援の仕組みが必要になると思うんですね。こういった仕組みを市民の皆さんに知ってもらう、ということがとても大事なのかと思います。先ほどさんさんバスが出ましたが、地域公共交通の活性化再生法というものがあるのですが、その法律の改正案がまた出てくるかと思っています。中間とりまとめで、この福祉有償運送というジャンル、道路運送法79条、白ナンバーで有償で移送サービスをする、その考え方が少し変わっていく、むしろもう少し広げていかなきゃいけないだろう、という考え方で動いてきています。なかなか難しいんですね、緑ナンバーと白ナンバーの違い、というのは結構ありますので。緑ナンバーのタクシーをうまく使っていく仕組みと、白ナンバーの有償の仕組みをもう少し広げていこうじゃないかということですね。みよし市はまだ都会というか平地が多いですが、山間部は過疎とか高齢化が進んでいますから、こういう方向へ動いていくのは自然なことではないかと思われます。ですからせっかくこういう福祉有償運送という白ナンバーでの自家用有償運送という中の一部分ですけれども、自家用車でこうした移送ができるんだよ、という方向へこれから動いていく、ということ、福祉有償運送ではなくて、もう少し広めに考えていく、ということがこれからできますので、ぜひそんなところも市でも、有償運送を担っていただいている法人の皆さんにも勉強させていただいて、なるべく市民の皆さんに分かりやすく安価に移動できるような仕組みを、これはタクシーも一緒かと思いますが、タクシーのほうも色々な仕組みが動きつつあります。そういったところをぜひお考えいただけるとありがたいかと思っています。事務局にはお願いになりますが、会員が7人というのはやはり少し寂しい、せっかくこのような協議会を開いて皆さんに時間を割いて議論していただいたうえで7人は寂しい気がします。これが良いか悪いかという話は個人の御判断によりますけれども、制度を知っていただいたうえでこの人数ならば分からなくもないのですが、どこまで皆さん御存知なのか、ということが気になります。
野下氏	移動調査とかはされているんですね。このお示しいただいた身体・知的・精神障がい者の方がどのように移動されているのか、とかパーソントリップ調査のようなものとかはされているのでしょうか。
事務局	個別にどういった形で、ということは特段調査していませんが、本市では障がい者福祉計画というものがあまして、その中で公共交通の充実という障がい者の方の移動手段というものを重点施策としてとらえていまして、おそらく次期計画でも同じ方向でいくのではないかと肌感覚で思っているのですが、そういった中で事業者団体からも、御意見を聞く場面がありますので、そういったところで実際の交通に対する使い勝手だとかPRが悪いんじゃないかだとか、選択肢が多いことは非常にいいことだと思いますので、そのあたりの広報も含めながら、審議会でも話していただきたいと思います。先ほど意見にありましたPRについて、当事者に周知されているか、という点に関してはより一層やっていかなくてはいけないのかなと思っています。
野下氏	交通的なアプローチ、というのは難しくなりがちのところはあるんですけど、交通としてはバリアフリー新法が一部改正されたり、昨年度ユニバーサルデザイン2020行動計画が新たにできたり、というところで、実施団体もどれぐらい受け止められるか分かりにくいところはあるんですけど、みんなで地域のさんさんバスによる移動困難者の社会参加支援というのがあったんですが、タクシーも有償運送も一緒にまちづくりができるといいなと思います。お互いの利益のため、というのではなくまちづくりとしてできればいいな、というのと、福祉的なところで、家族が送迎してしまうとどうしても家族の負担が増え

	てしまうので、そこの軽減策の一つとして移動手段を何か一緒に考えていければありがたいな、と思います。
伊豆原座長	ちなみに、もう少ししたら今年調査した最新の数値が出てくると思いますが、資料にもありますように、65 歳以上の高齢者の方は、20 歳代よりたくさん動いています。今は若者が動かない。電子機器の影響か分かりませんが若者よりも高齢者のほうが外出している確率が高い。こういった数値が全国で出ています。ぜひそういった背景を考えながらやっていっていただくといいかと思います。 他にご意見はございませんか。それでは、ここで一旦事務局に戻します。
事務局	ありがとうございます。議題（１）の４の手続きの流れの中で御説明しました合意が必要な事項の「必要性」についてと、「運送の区域はみよし市」、この２点について、運営協議会として合意でよろしいでしょうか。 － 異議なし － 異議もないようですので、運営協議会として合意とさせていただきます。続きまして、議題（３）につきまして、伊豆原座長お願いします。

（３）福祉有償運送更新登録申請の協議について

伊豆原座長	議題（３）更新登録申請の協議について、２つの事業所より更新申請がでております。事務局より説明をお願いします。
事務局	12 ページ議題（３）「福祉有償運送更新登録申請の協議について」を説明させていただきます。議題（２）でもお示しさせていただきましたとおり、今回の更新の NPO 法人については、「視覚障害者センターつえの里」、「はなかが」の２法人であります。15 ページを御覧ください。更新申請団体概要を、一覧表で示しています。項目⑧の運転者に関する講習等の受講状況⑩の損害賠償措置に関する資料、⑪の持ち込み車両に関する契約書とあわせて、運転者の運転免許証につきましては、事務局にて内容確認をさせていただき、問題等ないことを報告させていただきます。その他項目につきましては、平成 28 年度の前回更新時との変更点の有無ということで、13, 14 ページに掲載させていただきました。 １ 法人ごとの会員数について、「つえの里」が２人から３人と１人増加、「はなかが」が前回同様３人となっています。 ２ 車両数は、「つえの里」は福祉車両が２台から１台と１台減少、セダン型が 32 台から 29 台と 3 台減少、「はなかが」は変更なしでした。 続いて、３ 運転者数について、「つえの里」が１種 34 人から 29 人と 5 人減少、２種は変更なし、「はなかが」が１種 6 人から 9 人と 3 人増加、２種は変更なしでした。 続いて、４ 運送の対価等について、２法人とも変更はありません。また、14 ページの次ページを御参照ください。グラフ中最も左側にある細いラインがタクシーの運賃となりますが、各法人ともタクシーの上限運賃の概ね 2 分の 1 の範囲内であり、適正な対価であると判断します。 また、15 ページにおいて過去 3 年分の実績報告として、項目⑬の輸送距離及び輸送回数、⑭の事故件数を掲載させていただきました。 以上、更新登録申請協議の説明とさせていただきます。
伊豆原座長	ただ今の説明の件につきまして、何か御意見等ございましたら、挙手のうえ発言をお願いします。
久野氏	つえの里とはなかがで会員 6 人とあるのですが、先ほど言われた会員 7 人とどう関係してくるのですか。
事務局	みよし市内では３つの法人に稼働いただいているのですが、つえの里とはなかがで 6 人、今回更新申請時期ではないのですが、もう 1 つの法人、豊田ハンディキャブの会が 1 人で、合計 7 人となっております。

伊豆原座長	今回の更新はこの２つの法人で、豊田ハンディキャプの会は１年ずれている、ということですね。
山口氏	１５ページの輸送実績の管轄区域内、というのはみよし市内ということですか。
事務局	豊田市とみよし市を合わせたものになります。
伊豆原座長	つえの里さんは知立市も含めて、ということですね。
つえの里	はい。ただ知立市では更新申請しておりますが、実績はゼロです。
伊豆原座長	つえの里さんにお聞きします。かなり細かい料金設定になっていますが、３５kmだとかの長い距離の利用はあるのですか。
つえの里	豊田市は広いので、往復で考えれば長い距離ではないです。
伊豆原座長	はなかごさんは近くにお住いの方の利用が多いということですか。
はなかご	最も遠い方で小原地区にお住いの方がみえます。もともと距離制でつえの里さんのような料金設定にしようと思ったのですが、家族の運転で走る道とスタッフが走る道によって距離が変わってくるんですね。そうすると、もともとはなかごが事業を始めた頃、お金を払って利用する、という感覚のない利用者が多く、１０円でも高いとこっちの道から行ってくれとか、スタッフも遠回りをしようとしているわけではないんですけど、もめてしまい統制がとれなくなってしまったので一律の料金設定にしました。
伊豆原座長	回数をみると、つえの里さんは２千回超えていますし、はなかごさんも６００回前後と結構な輸送回数ですね。ということは、１日に２～５回以上はあるね、ということになりますね。ですからこの７人にとってはなくてはならないものなんですね。 身体障がい者福祉協議会の中では、こういった話題は出ないですか。
渡辺氏	はい、あまりないです。
伊豆原座長	こういった仕組みがある、ということを皆さんに知っていただくことが大切だと思いますので、またぜひ皆さんにもお知らせください。 ほかに御意見等はございませんか。 ここで一旦事務局に戻します。
事務局	ありがとうございました。 更新登録申請を行う各ＮＰＯ法人の旅客から収受する対価については、運営協議会での合議が必要な事項となっています。また、運送しようとする旅客の範囲、その他の事項は確認事項として議題（３）で確認していただきました。合意の確認をとりたいと思いますので、事業所の方は退席をお願いします。 － 事業所代表者退席 － 御協議と御確認していただきました「視覚障害者センターつえの里」と「はなかご」が実施する福祉有償運送更新登録について、運営協議会として合意でよろしいでしょうか。 － 異議なし － 異議もないようですので、運営協議会として合意とさせていただき、協議が調いました。ありがとうございました。 事業所の方に戻っていただきます。 － 事業所代表者入室 －
伊豆原座長	すべて合意に達しましたので、座長の職を終了し、この後は事務局にお願いしたいと思います。ありがとうございました。
事務局	御協議ありがとうございました。協議が調いましたので、各法人様には「協議が調ったことを証する書類」を送付させていただきます。 このまま、今後の運営協議会について説明させていただきます。
事務局	今後の運営協議会について説明させていただきます。 ４ページの７番目を御覧ください。登録の有効期間が関係してくるのです

	が、原則が2年で、下の3つのいずれにも該当するときは3年となります。運営協議会は、新規申請や更新登録申請がありました際に開催しています。みよし市で福祉有償運送の活動をしています3つのNPO法人のうち「つえの里」さん、「はなかご」さんは3年の登録、「豊田ハンディキャプの会」さんは2年になっておりますので、今回の運営協議会は来年度の令和3年2月頃、その次の運営協議会は、令和5年2月頃の開催となる予定です。 今回出席いただいた皆さま方の中には、またお願いさせていただく方もいらっしゃるかもしれませんが、その時にはよろしくお願いいたします。 以上でその他について説明を終わります。
野下氏	1点だけ皆さんに御議論いただきたいことがございます。運送の対価について御意見を賜りたいなと思っています。福祉有償運送が始まってから、対価というのはずっとタクシー料金のおよそ1/2以下というのを守ってやっているんですが、福祉的な移動だからといっても経費自体はそんなに変わらないんじゃないか、という思いがあります。前回の協議会でもお言葉いただいたんですが、近距離のところに対しては運営もうまく回らず厳しい。今日も豊田市の事業所が出席していますが、豊田市からみよし市の方を送迎するとなるとみよし市までの経費はいただけないことになっていますし、そうすると概ね1/2を超えていいかどうか、儲けたいという気持ちではなく、赤字がなくなるよううまく回していけるような方法で運営していきたいので、概ね1/2というのは超えてはいけないラインなのかを確認できたら、と思います。
森氏	タクシーの上限運賃の1/2の範囲内というのは、実費の範囲内であること、営利を目的にしていないこと、を目安として設定されているものなので、必ず超えてはいけない、というものではないです。
野下氏	タクシー会社さんは、どうお考えですか。
山口氏	業界としてというお答えになりますが、やはり今のガイドラインの範疇でやっていただきたい、という思いは業界全体にはあります。
野下氏	ガイドラインに沿う、ということは概ね1/2以下ということですか。
山口氏	そうですね。
野下氏	運営協議会の設置要綱にもあると思うのですが、適正な運営の中の対価の設定、というのが7人の移動手段を奪わないためにもなるのかな、と思うので、近距離の方が多から金額を上げようとかではないですけども、やはり高齢の方の利用が今後増えるとして、近くの交流館や病院、スーパーなどへの移動手段がよく考えられるのかな、と思いますが、そこをタクシーの1/2以下で豊田市からやり続けることはなかなか難しくなってくることが予測されるので、それであればその方たちの移動手段、引きこもらないためだと色々なことを考えて、タクシーの概ね1/2では足りない、という根拠を示しながら1/2を超えていけるといいかな、と実施団体としては思うんですね。なので、また継続的な議論をさせていただければと思います。
伊豆原座長	基本的に人の移動というものをどこまでサポートしていくか。今となっては、国では交通施策基本法という法律があって、それに基づいた仕組みを作っているわけですが、その前には、交通圏はどう考えるのか、といったことを随分国で議論した覚えがあります。私もまだ現役で大学にいた頃は随分コメントも入れたりパブコメで議論した覚えがあります。先ほども、公共交通の活性化再生法が改正されそうだ、という話をしましたが、そういった方向になってはいるのですが、実は人の移動をどこまで担保していくんだというあたりを、今までの仕組みだけではどうもうまく全部が全部やれそうにない、という状況にまた陥ってきた。高齢者が増えて高齢化社会になるぞ、少子化もすぐ来て影響して、タクシーもバスも運転手がいらない、流通業界も人手不足、かたや自動運転でなんとかカバーできないか、と今議論している最中で。それに今、問題提起されましたが、人件費はどうなっていくんだ、と。そうすれば対価としてサ

	ービスを受けられた方にいくら負担していただくか、というあたりが、これから議論せざるを得なくなる。当然人件費が上がればその分だけなんらかの形でせざるを得ないし、燃料の話も中東の問題があつたりしますから。色々な社会の仕組みがどんどん動きつつある中で、どこら辺まで個人に負担していただいて、どこら辺までを公共で負担するかということをこれから議論していかなくてはならないわけです。今までの仕組みで全てやれるか、と言ったら実はそうではない時代がそろそろ来ていると認識しています。今の野下さんの話は、いわゆるルールとしてタクシーの1/2くらいを上限として大きな合意の中で動いているんだけれども、実際問題として、どこまで負担するか、じゃあタクシーはここまでだったらなんとかやっていける、ここまでになったらもうやっていけない、そこをどうしていくか、NPO法人にしても、儲けはないにしてもある程度の対価をいただきたい、ここら辺りを議論していかなくてはならない。そういう仕組みを行政は持っていない。地域公共交通会議という名前の中でどこまでやるか、という話をこれからやっていかなくてはならないわけです。なんらかの形で対価をどうするか、どこまで個人の負担とするのか、どこまで公的負担でいくのか、という辺りを含めて議論しなくてはいけない時代が本当にきていると思うわけです。もっと言うと、地域の負担、というのがあって、みよし市はないかもしれませんが、ちょっと田舎や山の中へ行くと、地域の自治会がみんなで負担していこうとかしているんですね。個人個人の負担ではなくて地域の自治会で負担して個人の負担を割って、残りのこれだけは行政の負担で、という風にやっているところはたくさんあります。ですからそこらへんは地域によって少し事情が違うんですけど、やっぱり誰がどこまで負担していくか、というのはそろそろやらないといけない時期と思っています。ぜひ色々なところでそういう議論を、負担の議論をしようよ、という話が出てこない、なかなか話がしにくいので、ぜひそういうところも含めて事務局のほうも、福祉という立場からするとなかなかそういう議論をしにくい立場かと思うんですが、こういう負担の議論というのはこれからしていかなければならないものです。この協議会で議論するのもあると思いますし、色々な場で協議する場面を作っていただけるといいのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局	本日は、貴重な御意見、慎重な御協議ありがとうございました。先ほどのPRにつきましては、色々な交通手段、方法ございますので、総合的に様々な形でPRしていきたいと思ひます。 以上を持ちまして、みよし市福祉有償運送運営協議会を終了いたします。